注　文　書

１　契約番号　　2025000632

２　件　　名　　田尻スキップセンター自動火災報知設備更新工事

３　場　　所　　大崎市田尻通木字中崎東１０番地１

４　期　　間　　令和７年１２月２６日まで

５　添付書類
（１）　特記仕様書
（２）　積算内訳書

６　担 当 課　　田尻総合支所市民福祉課

特　記　仕　様　書

第１章　総　則

１．本工事は総て大崎市契約規則，設計図書，宮城県土木工事共通仕様書による外，本特記仕様書に基づき施工し，なお，施工にあたっては工事箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう事前に占用又は所有者の立ち会いを得，施工に万全を期するとともに，もし損害を与えた場合，請負者の責任において処置しなければならない。

第２章　材　料

１．工事材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとし監督員の承諾を得るものとする。
特に明示なきものについても同様，監督員の承諾を得たものを使用するものとする。

２．材料の検査においては，設計図書において明示されたものとするが，特に明示なきものについても必要と思われるものについては監督員と協議するものとする。

３．材料に関する調合及び見本検査においても前項と同様とする。

第３章　施　工

１．施工に先立ち施工計画書を監督員に提出し承諾を得るものとする。施工方法については施工計画書を遵守するとともに，現場条件に変化があった場合は直ちに監督員と協議し施工計画書の変更を行うものとする。

２．本工事において使用する建設機械は，排出ガス対策型の使用を原則とし施工箇所において容易に確認できる箇所に表示し，また書類を整備しておくこととする。

第４章　建設副産物処理

１．本工事において発生する建設副産物については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。

２．本工事において発生するアスファルト塊及びコンクリート塊については，再資源化処理施設に運搬し，適正に処理するものとする。

３．再資源化施設において受入能力により，搬入不可能な場合は，別の再資源化施設に搬入するものとする。

４．再資源化施設に搬入不可能となった場合には，建設副産物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を得た処理施設に搬入処理するものとする。なお，この処理施設以外で，自社最終処分場が所定の条件を満たしていると認められる場合は設計変更の対象とする。ただし，この場合でも処分費は，当初設計額における処分費を超えないものとする。また，自社最終処分場に処理する場合の処分費は，当該最終処分場までの運搬費と最終処分場における廃棄物処理費の合計とする。

５．当該工事受注後は，速やかに施工計画書の中に再生資源利用計画書，再生資源利用促進計画書，及び建設廃棄物処理計画書を作成し，提出するものとする。

６．建設廃棄物を処理した後は，速やかに建設副産物処理結果報告書に，処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係る，マニュフェストを提出するものとする。

第５章　暴力団の排除について

１．この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

２．本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

３．この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。

　なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第６章　その他

１．本工事に着手する前に，必要であれば警察署及び消防署等に，道路使用許可申請，通行止めの協議をし，緊急・一般車両・歩行者等の交通に支障のないよう努めること。

２．本工事における下請負，資材調達は，原則として大崎市内の企業を活用するよう努めること。また，発注者が指定した主要資材については，工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。

３．工事等の実施にあたり，東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

４．本工事は，週休２日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。

５．当初積算時には４週８休以上を確保した場合の経費の補正を行っており，設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。

積算内訳書

田尻スキップセンター自動火災報知設備更新工事

業務名	数量	単位	金額（円）	摘　要
自動火災報知設備				
機器･工事費① （田尻スキップセンター部分）	1	式		内訳は別紙積算内訳書①に記載
機器･工事費② （特別養護老人ホームかごぼうの里部分）	1	式		内訳は別紙積算内訳書②に記載
機器･工事費③ （田尻診療所部分）	1	式		内訳は別紙積算内訳書③に記載
小　計				
消費税１０％				
合　計				

既存受信機のリニューアル工事です。平日（夜間を除く）の作業になります。

同等品も可とします。

積算内訳書①

田尻スキップセンター　機器・工事費①

（単位：円）

業務名	規格	数量	単位	単　価	金　額	摘　要
自動火災報知設備						
GR型受信機　255AD　壁掛型		1	台			
メッセージ表示機　壁掛型		1	台			
中継器　感知器用　１回線		8	個			
中継器 防排煙用 普通型 ４回線		1	個			
中継器　ガス漏れ検知器用　４回線		1	個			
発信機　Ｒ型　埋込型		5	個			
発信機用アダプタプレート　屋内用		5	個			
表示灯　薄型		8	個			
光電式煙感知器　R-TAアナログ式 露出型　自動試験付		10	個			
ガス漏れ検知器用電源箱　１Ａ型		1	台			
既存受信機扉加工費		1	式			
工事費		1	式			
システムデータ設定費		1	式			
消耗雑材費		1	式			
調整試験費		1	式			
設備図面作成費(着工，設置届出書用)		1	式			
消防検査立会費		1	式			
機器運搬費		1	式			
法定福利費		1	式			
諸経費		1	式			
計						

積算内訳書②

特別養護老人ホームかごぼうの里　機器・工事費②

（単位：円）

業務名	規格	数量	単位	単　価	金　額	摘　要
自動火災報知設備						
メッセージ表示機 壁掛型		2	台			
リニューアルプレート		2	台			
中継器　感知器用　１回線		21	個			
発信機　Ｒ型　埋込型		9	個			
発信機用アダプタプレート屋内用		9	個			
表示灯薄型		10	個			
光電式煙感知器　R-TAアナログ式 露出型　自動試験付		8	個			
工事費		1	式			
システムデータ設定費		1	式			
消耗雑材費		1	式			
調整試験費		1	式			
消防検査立会費		1	式			
機器運搬費		1	式			
法定福利費		1	式			
諸経費		1	式			
計						

積算内訳書③

田尻診療所　機器・工事費③

（単位：円）

業務名	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
自動火災報知設備						
中継器　感知器用　１回線		2	個			
発信機Ｒ型埋込型		1	個			
発信機用アダプタプレート 屋内用		1	個			
表示灯薄型		1	個			
光電式煙感知器　R-TAアナログ式 露出型　自動試験付		2	個			
工事費		1	式			
システムデータ設定費		1	式			
消耗雑材費		1	式			
調整試験費		1	式			
消防検査立会費		1	式			
機器運搬費		1	式			
法定福利費		1	式			
諸経費		1	式			
計						